



イツ・コミュニケーションズ株式会社

●お申し込み資料請求・お問い合わせ

tel 9:30~18:00

0120-109199

電話番号をよくお確かめの上、おかけ間違いのないようご注意ください。

～お問い合わせの前に～

弊社では、お客さまからのお問い合わせをホームページでも解決できるように、お問い合わせ内容別のページをご用意しております。右記のQRコードから各ページを簡単にお選びいただけます。

※お問い合わせ内容別のページはイツコムのホームページ(<https://www.itscom.co.jp/>)のメニュー「問い合わせ」からご利用いただけます。

web 最新情報はこちらをチェック!!

イツコム

検索



記載内容は2024年9月1日現在のものです。

イツコムサービス 重要説明事項／各種約款・規約 (イツコムエネルギー 抜粋版)

本冊子は、イツコム サービスをご利用いただく際、
ご注意していただきたい点や制限事項などが記載されています。

お申し込みの際に必ずお読みください。

目次

■重要説明事項	
各サービスに共通する事項(抜粋)	01
ITSCOM energy に関する事項	04
■個人情報保護方針	10
■東急でんき&ガス規約	11

2024年9月版

契約約款の最新情報はこちらでご確認いただけます。
<https://www.itscom.co.jp/info/covenant/>



各サービスに共通する事項(抜粋)

ITSCOM 各サービスに共通する事項に記載の表示料金は、すべて税込価格となります。

2・複数サービスご契約(重畳契約)での割引について

●まとめて割引、ひかり お得パック・お得パック、イツコム 電気ぐつと割は、1つのサービスで複数台ご利用の場合、1台目の料金にのみ割引が適用されます。

■「まとめて割引」について

●「まとめて割引」の適用を受けるには、対象サービスへの加入が必要です。対象サービスについては、「イツコムサービス料金表 まとめて割引」をご確認ください。

■「ひかり お得パック」・「お得パック」について

●「ひかり お得パック」「お得パック」の適用を受けるには、対象サービスへの加入が必要です。対象サービスについては、「イツコムサービス料金表 お得パック」をご確認ください。

●既に対象のサービスをご利用いただいている方も、ひかり お得パック・お得パックをご希望の場合、お申し込みが必要となります。

●「ひかり お得パック マンション2年プラン」、「お得パック2年プラン」は2年単位、「ひかり お得パック おまかせマスター・スマートプラン」、「ひかり お得パック おまかせマスタープラン」、「ひかり お得パック トリプルプラン」、「ひかり お得パック スマートプラン」、「ひかり お得パック ダブルプラン」、「ひかり お得パック マンション・スマートプラン」、「おまかせマスターお得パック・スマートプラン」、「おまかせマスターお得パック」、「お得パックトリプル3年プラン」、「お得パックスマート3年プラン」、「お得パック3年プラン」は3年単位の継続利用が条件となり、解約のお申し出がない場合は自動更新となります。

●契約期間中にひかり お得パック・お得パック対象サービスの一部または全部をコース変更または解約する場合、以下の解約料金ががかかります。(契約満了日の属する月、その翌月および翌々月を除きます。)

■【2022年6月30日までにご契約の場合】

・10,450円[税込]

■【2022年7月1日以降にご契約の場合(契約変更の場合も含む)】

・月額利用料が10,450円[税込]以上の場合、10,450円[税込]

・月額利用料が10,450円[税込]未満の場合、解約・契約変更時点の月額利用料相当額1ヵ月分

●継続利用の契約は自動更新となりますので、契約更新後の契約期間中にコース変更・解約される場合には解約料がかかります。

●お支払い方法は、クレジットカード払いとなります。ただし、当社が認める場合は、クレジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることができます。

●ご利用サービスのうち、ケーブルプラス電話または iTSCOM HOME の利用開始日が翌月以降に遅れる場合、その間、みなし割が適用されます。

【例】お申し込み内容(新規ご加入時): ビッグ、かっとびメガ160、ケーブルプラス電話			
	4月	5月	6月
ご利用サービス	●設置工事		
	●ビッグ利用開始		
	●かっとびメガ160利用開始		
ご利用料金	●ケーブルプラス電話(機器設置)	●ケーブルプラス電話(利用開始)	
	●設置月無料	(みなし割)	トリプル割の料金

※コース変更時は、変更前のコース料金が適用となります。

●ケーブルプラス電話は日割精算

●契約期間について、適用開始月は、対象となるサービスの利用開始日が属する月の翌月からとなります。なお、ケーブルプラス電話において番号ポータビリティをご利用の場合、番号ポータビリティの設定完了日が該当サービスの利用開始日となります。また、上記の契約期間が経過することとなる月の末日を満了日とします。

■「イツコム 電気ぐつと割」について

●「イツコム 電気ぐつと割」の適用を受けるには、対象サービスとあわせて、株式会社東急パワーサプライが提供する電気サービス(東急でんき)への加入が必要です。

●対象サービスと割引価格については、以下の一覧表をご確認ください。

対象サービス	割引価格
テレビ(*1)	110円/月額
インターネット(*1)	110円/月額
スマート	110円/月額
ケーブルプラス電話(*2)	55円/月額

(*1)各2年コース、3年コースも含まれます。

(*2)ケーブルプラス電話単体でのご利用の場合、割引は適用されません。ケーブルプラス電話とあわせてご利用の上記対象サービス、または以下のサービスの月額利用料から割引引くものとします。複数のサービス品目の利用契約がある場合は、いずれか1つ当社が指定するサービス品目の月額利用料から割引引くものとします。

ケーブルテレビジョンサービス(ミニ、施設利用サービス)

イツコムひかり テレビジョンサービス(ミニplus、ミニ、施設利用サービス)

ケーブルインターネットサービス(かっとびプラス、かっとびキャスト)

イツコムひかり インターネットサービス(マンション8メガコース、マンション1メガコース)

●対象サービスによりご利用開始日が異なる場合、当該月のご利用料金は開始されたサービスのみでの割引が適用されます。

	4月	5月	6月	7月
東急でんき	●供給開始日			
	●東急でんきご利用開始			
ご利用サービス	●設置工事			
	●テレビサービスご利用開始			
	●インターネットサービスご利用開始			
ご利用料金	●ケーブルプラス電話(機器設置)	●ケーブルプラス電話(利用開始)		
	●設置月無料	テレビサービス割引(月額110円)適用開始	インターネットサービス割引(月額110円)適用開始	ケーブルプラス電話割引(月額55円)適用

●契約期間について、適用開始月は、東急でんきの供給開始日または対象となるサービスの利用開始日が属する月の翌月からとなります。なお、ケーブルプラス電話において番号ポータビリティをご利用の場合、番号ポータビリティの設定完了日が該当サービスの利用開始日となり、その翌月からとなります。

(中略)

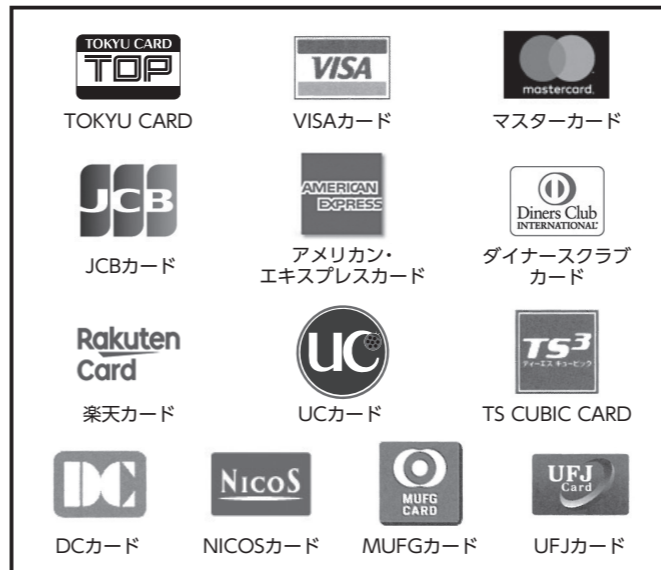
8・お支払い

■クレジットカードによるお支払いの場合

●ご利用料金のお支払いには、当社取り扱いのクレジットカードをご利用ください。

※クレジットカードをお持ちでない方、クレジットカード以外のお支払い方法への変更をご希望の方は別途ご相談ください。

■【ご利用いただけるクレジットカード】



■【支払承諾書の場合】

●支払承諾書にクレジットカード情報をご記入いただき、専用封筒にて当社宛に郵送してください。当社の担当者またはITSCOMスポットではお預かりできません。

■【クレジットカード情報登録サイトから登録の場合】

●クレジットカード情報は、決済代行会社(ソニー・ペイメント)のカード情報登録サイトを利用します。登録は、お客さまご自身で直接行っていただきます。

●クレジットカード情報登録サイトでクレジットカード決済の手続きを行う場合、当社の担当者がお客さまの暗証番号をお尋ねすること、または、暗証番号を代わりに入力することはありません。

●お支払いの開始はサービス開始日の翌月となりますが、ご利用いただくクレジットカードによってはお支払いの開始日が遅れることがあります。また引き落とし日その他は各クレジット会社の規定に準じます。

●ご利用料金の明細は、各クレジットカード会社より送付いたします。

●分割・ボーナス一括支払はできません。

■【口座振替によるお支払いの場合】

●口座振替をご希望の場合、お手持ちのキャッシュカードと暗証番号によりモバイル決済端末(右図)にて申し込みいただくことが可能です。(口座番号の記入や押印は必要ありません。)

●モバイル決済端末で口座振替の手続きを行う場合、当社の担当者がお客さま宅を訪問し、モバイル決済端末を持参いたしますので、お客さまご自身でキャッシュカードの操作および暗証番号の入力をお願いいたします。

●モバイル決済端末より出力されるレシートのうち、当社控え用レシートにお客さまの口座名義をカタカナでご記入いただけます。

●モバイル決済端末で口座振替の手続きを行う場合、当社の担当者がお客さまの暗証番号をお尋ねすること、または、暗証番号を代わりに入力することはありません。

■【注意事項】

●一部ご利用いただけない金融機関があります。

●モバイル決済端末でのクレジットカード決済は対応しておりません。

●口座振替の手続きが完了するまでに発生する料金は、手続き完了後の初回請求時に合算して請求いたします。



【イメージ】
モバイル決済端末
(2017年4月現在)

●口座振替の場合、引き落とし日は毎月27日(土・日・祝日の場合は翌営業日)です。

●口座振替でのお支払いが滞った場合や、クレジットカード会社よりカードのご利用停止の連絡があった場合は、翌月に合算して請求、または、請求書(発行手数料330円[税込] / 通)による現金振込でお支払いいただく場合があります。

●デビットカードによるお支払いは、二重引き落としが生じる可能性があるため推奨しておりません。ご注意ください。

(中略)

12・免責事項等について

●当社サービスの利用ができない状態が生じたときのご利用料金の支払いは、各サービスの契約約款によります。

●天災地変その他当社の責に帰さない事由によりサービスのご利用ができない場合は、当社は一切責任を負いかねます。

●集合住宅の契約の変更・解約となった場合、その契約に応じて集合住宅の入居者様の利用契約も変更・解約となります。

●当社や提供事業者のシステムメンテナンス時や障害時または停電時には、一部または全てのサービスがご利用できなくなる場合があります。

●イツコムサービスは機能改善のため、制御ソフトウェアのアップデートを行うことがあります。各サービスによってタイミングは異なりますが、一時的にサービスがご利用いただけないことがありますので、ご注意ください。

※情報閲覧などのサービス利用中であっても発生する場合があります。

13・初期契約解除およびクーリング・オフについて

●イツコムの各サービスは、初期契約解除またはクーリング・オフの対象となる場合があります。

■【初期契約解除について】

●「ITSCOM TV イツコムひかり テレビジョンサービス/ケーブルテレビジョンサービス」は、放送法が定める初期契約解除制度の対象です。※オプションチャンネルは、初期契約解除制度の対象外です。また、「ITSCOM.net イツコムひかり インターネットサービス/インターネットサービス」、「ITSCOM Smart イツコム テレビ・プッシュ」および「ITSCOM mobile イツコム SIM(SIMカードのみ)」における電気通信役務は、電気通信事業法が定める初期契約解除制度の対象です。

●契約締結時に交付する「契約内容確認書」の書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができます。

●契約の解除を行った場合、以下の通りとなります。

- ① お客さまが契約解除までの期間において提供を受けた場合、「契約内容確認書」に記載した有料サービス等の料金、事務手数料(上限3,300円)を、または、既に工事が実施された場合、工事費(戸建住宅の場合、上限19,800円/イツコムひかり上限27,500円、集合住宅の場合、上限18,700円/イツコムひかり上限25,300円)を、当社はお客さまへ請求します。
- ② お客さまは、損害賠償もしくは違約金、①を除くその他金銭等を請求されることはありません。
- ③ 契約に関連して当社が金銭等を受領している場合は、当該金銭等(上記①で請求する料金は除きます。)をお客さまに返還いたします。以下、インターネットサービスの「かっとび光」に転用でお申し込みされた場合に限りです。
- ④ NTT東日本へ新規加入の手続きが必要になります。
- ⑤ ④の場合、NTT東日本の回線開通までにお時間がかかる場合があります。
- ⑥ ひかり電話のご利用がある場合は、電話番号が変更となります。

●当社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより、お客さまが告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、お客さまは、契約の解除を行うことができる旨を記載した交付書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間に限り、契約を解除することができます。

各サービスに共通する事項(抜粋)

■クーリング・オフについて

「iTSCOM mobile イッツコム S I M(端末)」、「iTSCOM Smart i T S COM HOME」、「iTSCOM energy 東急でんき&ガス(東急パワーサプライのでんきおよびガスサービス)」および「イッツコムとことんサポート」は、「特定商取引に関する法律」(以下「特定商取引法」といいます。)に基づくクーリング・オフの対象となります。当該サービスへご加入の場合、以下内容をよくお読みください。

特定商取引法に関する表記

提供事業者	イッツ・コミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長 金井 美恵 〒158-0097 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号 世田谷ビジネススクエアタワー	
対象商品価格	対象商品と提供価格は、パンフレットに記載しております。	
保証	ゲートウェイを購入した場合の保証期間は当該ゲートウェイの設置日から2年間です。また、設置工事の保証期間は工事が完了した日より1年間とします。	
お支払い方法	申込書に記載した方法にて当社にお支払いください。なお、お支払いの開始はサービス開始日の翌月となりますが、ご利用いただくクレジットカードによってはお支払いの開始月が遅れることがあります。	
提供時期	iTSCOM mobile イッツコム S I M(端末)	利用開始日は、端末の引き渡しまたは発送が行われた日となります。
	iTSCOM Smart iTSCOM HOME	機器の設置工事が完了した日よりご利用いただけます。設置工事の日程については別途当社よりお知らせいたします。
	iTSCOM energy 東急でんき&ガス でんき	原則として、当社にてお申し込みを受け付けた日から標準処理期間(一般送配電事業者が定める計量メーター取り替え等に要する期間)が経過した日以降となります。ただし、転居先での電気需給契約の場合は、原則として、お客さまご希望の日付より供給開始いたします。
	iTSCOM energy 東急でんき&ガス ガス	他のガス小売事業者から東急パワーサプライのガス需給契約に変更する場合の供給開始予定日は、原則として、従前のガス小売事業者との解約や一般ガス導管事業者との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の初回定例検針日の翌日といたします。
	イッツコムとことんサポート	利用開始日は、当社がお客さまの申し込みを承諾した日となります。
クーリング・オフについて	<ol style="list-style-type: none"> 1. お客さまは、特定商取引法に規定する訪問販売等により契約の申し込みまたは契約をした場合には、契約書面を受領した日から起算して8日間は、書面もしくはWEBフォームにより当該契約の申し込みの撤回または解除(以下「クーリング・オフ」といいます。)を行うことができます。 2. お客さまは、当社が特定商取引法の規定に違反してクーリング・オフを妨げるため、不実のことを告げる行為をしたことにより誤謬をし、または当社が威迫したことにより困惑し、これらによって前項の期間を経過するまでにクーリング・オフを行わなかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面を当社より受領した日から起算して8日間を経過するまでは、書面もしくはWEBフォームによりクーリング・オフを行うことができます。 3. 前各項のクーリング・オフは、お客さまがクーリング・オフに係る書面を発送したとき、もしくはWEBフォームを送信したときにその効力を生じます。 4. クーリング・オフがあった場合において、当社は、クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払いをお客さまに請求することはありません。 5. (iTSCOM Smart i T S COM HOMEの場合)クーリング・オフがあった場合において、既に機器一式の設置が完了しているときは、その設置に要する費用は当社が負担するものとします。(iTSCOM energy 東急でんき&ガスの場合)クーリング・オフがあった場合において、既に当該契約に基づき電気またはガスの供給がされたときは、当社はその料金その他の金銭の支払いを請求することはありません。 6. クーリング・オフがあった場合において、既に料金等がお客さまより支払われているときは、当社は速やかにその全額を返還するものとします。 7. クーリング・オフがあった場合において、当該利用契約に伴いお客さまの建物その他の工作物等の現状が変更されたときは、お客さまは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講じることが請求することができます。 	

■クーリング・オフができない主な場合

- ・お客さまが自らの意思で店舗を訪問して契約を締結した場合
- ・あらかじめ申し込みまたは契約の意思のあるお客さまからの請求に応じて住居等を訪問し、当該申し込みまたは契約を締結した場合
- ・あらかじめ申し込みまたは契約の意思のあるお客さまからの請求に応じて電話をかけ、当該申し込みまたは契約を締結した場合
- ・継続的取引関係にあるお客さまに対する訪問販売、電話勧誘販売(ただし、訪問販売、電話勧誘販売を行った日から起算して、当該販売または役務の提供の事業に関して過去1年間に2回以上取引があった場合に限られます。)

■初期契約解除またはクーリング・オフを行う場合の手続き

- 初期契約解除またはクーリング・オフを行う場合、以下へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

フリーダイヤル:0120-109199
受付時間 9:30 ~ 18:00

【書面送付先】

イッツ・コミュニケーションズ株式会社 お客さまセンター
初期契約解除窓口 行
〒213-0011 神奈川県川崎市高津区久本3-5-7
新溝ノ口ビル5階

【書面による解除の記載項目】

- ・契約内容確認書 交付日 20〇〇年〇月〇日
- ・契約者名(フリガナ)、住所、日中ご連絡先電話番号
- ・初期契約解除またはクーリング・オフを希望するサービス
- ※当社より、解除手続きについて確認のご連絡をさせていただきます。

【クーリング・オフWEB申し込みフォーム】



弊社ホームページからは、メニューの「問い合わせ」→「クーリング・オフに関するお問い合わせ」よりお申し込みいただけます。

エナジーサービス

iTSCOM energy に関する事項(東急でんき&ガス でんき)

東急パワーサプライ でんき重要事項説明

1. 電気需給契約のお申し込みと供給開始日について

- お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気需給約款【低圧】、適用を希望される契約種別の料金定義書、電気重要事項説明(本書面)、一般送配電事業者が定める託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を承諾のうえ、東急パワーサプライ指定の様式または東急パワーサプライホームページにてお申し込みをいただきます。ただし、軽易なものについては、口頭、電話等によるお申し込みを受け付けることがあります。
- 申込書にご記入いただいた事項に加え、後日必要な情報の提供をお願いすることがあります。
- 供給開始予定日は、原則として、東急パワーサプライにてお申し込みを受け付けた日から標準処理期間(一般送配電事業者が定める計量メーター取り替え等に要する期間)が経過した日以降となります。ただし、転居先での電気需給契約の場合は、原則として、お客さまご希望の日付より供給開始いたします。
- 万が一、供給開始予定日より前にスイッチングの申し込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の土日祝を除く3営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要がございます。

2. 電力契約解除に伴う不測の不利益について

- 従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。実際どのような不利益を被るかは従前の小売電気事業者にご確認ください。
 - ①過去電力使用量の照会不可
 - ②解約に伴う違約金の発生(複数年契約等の場合)
 - ③発行ポイントの失効
 - ④継続利用割引に適用される継続利用期間のクリア
 - ⑤従前の小売電気事業者にて新規申込受付を終了している契約メニューへの再申込不可
 例)東京電力エナジーパートナー株式会社の場合:電化上手等

3. ご契約の内容について

- 契約種別は、従量電灯B・従量電灯C・低圧電力のうち、小売電気事業者の切り替えの場合には、従前の小売電気事業者との間で適用されていた契約種別等に対応するものを適用し、契約電流等は従前の小売電気事業者との間で適用されているものと同等のものとします。新たに電気供給を開始する場合には、使用設備状況により契約種別・契約電流等を定めます。
- ただし、お客さまがスマートナイトプラン、EV応援プランをお申し込みいただいた場合には、その契約種別等を適用します。
- 契約種別は、適用開始後1年経過するまで原則として変更はできません。
- お客さまの使用設備状況等によっては、契約電流等について30Aとさせていただく場合(従量電灯B)、60Aとさせていただく場合(スマートナイトプラン)、またはお申し込みをお断りする場合があります。また、ブレーカー工事が必要になる場合があります。
- お客さまの使用実態によっては、契約電流等の見直しをお願いさせていただくことがあります。
- 契約電流が15A以下の場合等、東急パワーサプライが提供をしていない契約電流等ではご契約いただけません。ご契約いただくためには、アンペア数の変更等が必要となります。
- 供給電圧は100V、200V、100Vおよび200Vのいずれかとし、周波数は50Hzとします。
- 低圧電力のご契約は、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

4. 電源構成・非化石証書の使用について

- 東急パワーサプライは、LNG火力等による電気に再エネ指定の非化石証書を使用することにより、お客さまが使用される電気のすべてを、実質的に再生可能エネルギー100%の電気として供給いたします。
- 電源構成および非化石証書の使用状況については、それらの計画値および実績値を、東急パワーサプライのホームページにて公表する

ことにより、お客さまにお知らせいたします。

5. 電気ご使用量や電気料金の計算方法について

- 毎月のお支払料金は検針期間のご使用量とご契約プランに応じた単価等所定の計算式に基づき算定いたします。

- 電気料金は、電気需給約款【低圧】・料金定義書に基づいて計算されます。
- 東急パワーサプライの電気料金は、基本料金、電力量料金(燃料費等調整額を加減します)、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額としています。
- 燃料費等調整は、原油・LNG・石炭の燃料価格および卸電力取引市場におけるスポット市場価格の変動に応じて、自動的に電気料金を調整する仕組みです。その計算方法と具体的な単価は東急パワーサプライホームページをご覧ください。
- 東急パワーサプライが行う燃料費等調整には上限がございません。

- 電気使用量等の計測は一般送配電事業者が設置した計量器により実施し、その計量値を受領後に料金を計算いたします。
- 料金の算定期間は、原則として前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間になります。ただし、契約終了時や転居先での電気需給契約における契約開始月等、上記によらない場合があります。
- スマートナイトプラン、EV応援プランは、時間帯別料金制のため、スマートメーターにより時間帯別使用量が計量できることが前提のプランです。スマートメーターの設置が新しいプランへの切替日以降になる場合、スマートメーターが設置されるまでの期間における30分ごとの使用電力量は、計量された使用電力を均等に配分して得られる値といたします。
- 電気使用量および請求金額は、お客さま専用Webサイト(マイページ)にてご確認ください。お客さま専用Webサイト(マイページ)の初期パスワードは、原則として供給開始日までに東急パワーサプライよりお知らせいたします。ただし、転居先での電気需給契約の場合等、供給開始日以降にお知らせすることがあります。

6. 電気料金のお支払いについて

- 電気料金のお支払いには、当社が定めるお支払い方法をご選択いただけます。詳しくは当社までお問い合わせください。
- ご利用明細書等の郵送をご希望される場合は、原則として別に定める手数料(110円/月・税込)をご負担いただけます。
- その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金等、一般送配電事業者から東急パワーサプライに請求される費用についても同様に、お客さまに請求いたします。

7. 電気の需給に関するお客さまご協力をお願い

- 電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を順守していただきます。それに伴い、東急パワーサプライもしくは送配電事業者からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
 - ①お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などの作業用地の確保
 - ②電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電(お客さまの電気の使用の中止または制限)
 - ③お客さまの承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立入り

- ④お客さまの電気のご利用に伴い他の電気の使用を妨害する恐れがある場合、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
- ⑤電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合にはその旨の通知

8. 契約期間と契約更新について

- 契約期間は電気需給契約が成立した日から、供給開始日が属する年度(4月1日～3月31日)の末日までとします。
- ただし、契約期間満了に先立ってお客さままたは東急パワーサプライから別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は契約期間終了後も1年毎に同一条件で継続されるものとします。

9. お客さま希望による契約変更または解約について

- 転居の場合は、電気の使用停止日が決まり次第、土日祝を除く3営業日前までに解約のお申し出をいただくことで、電気需給契約を解約することができます。当社までご連絡ください。
- 契約の変更または解約をご希望されるお客さまは、当社までご連絡ください。

10. 東急パワーサプライが行う契約の解除について

- 東急パワーサプライは、次のいずれかに該当する場合には、電気需給契約を解除することができます。
 - ①電気需給約款【低圧】によって電気の供給を停止されたお客さまが東急パワーサプライの定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合
 - ②お客さまが、電気使用終了期日の通知をせず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかだと東急パワーサプライが判断した場合
 - ③支払期日を40日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合
 - ④その他、お客さまが電気需給約款【低圧】の規定に違反した場合

11. 無契約状態となった場合の手続きについて

- お客さまがクーリング・オフを希望される場合や、10.に記載した事由によって東急パワーサプライより契約を解除された場合等には、無契約状態となり電気の供給が停止するおそれがあります。そのため、他の小売電気事業者の小売供給契約を申し込むか、東京電力パワーグリッド株式会社の特定小売供給を申し込む必要があります。

12. 電気料金の改定に関するお客さま承諾について

- 東急パワーサプライは、電源の調達状況が変化した場合、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合、託送供給等約款の改定または発電費用や電力調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合など、電気需給約款【低圧】を改定することがあります。その場合、変更内容およびその適用開始日を東急パワーサプライホームページにおいて公表いたします。

13. 電磁的交付について

- 東急パワーサプライまたは当社は、電気需給約款【低圧】、料金定義書、各種説明書(これらの変更を含みます)、各種案内、契約内容、取引履歴等の内容を、書面の交付(郵送)に代え、東急パワーサプライホームページ、電子メール等の所定の電磁的方法により、お客さまに交付します。お客さまは、電磁的交付によることを承諾していただきます。
- お客さまは、契約更新、契約変更時における契約内容の説明および電磁的交付の内容について、次の事項を承諾するものといたします。
 - (1)電気需給契約を更新するとき
 - ①供給条件の説明を行う場合:更新後の契約期間のみを電磁的交付することなく説明すること
 - ②契約締結後の電磁的交付を行う場合の内容
東急パワーサプライの名称および住所、契約年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号

- (2)電気需給約款等を変更するとき((3)に定める場合を除く)
 - ①供給条件の説明および契約締結前の電磁的交付を行う場合:当該変更をしようとする事項のみとすること
 - ②契約締結後の電磁的交付を行う場合の内容
東急パワーサプライの名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号
- (3)電気需給約款等を変更するときであって、法令改廃に伴う形式的な変更等の実質的内容を伴わない内容である場合
 - ①供給条件の説明を行う場合:変更をしようとする事項の概要のみを電磁的交付することなく説明すること
 - ②契約締結後の電磁的交付:これを行わないこと

14. 東急パワーサプライにおける個人情報の取り扱いについて

- 東急パワーサプライは、お客さまの個人情報(お客さまから直接書面にてお預かりした情報のみならず、書面以外でお預かりした情報、公開されている情報を東急パワーサプライが独自で取得したものを含みます。)を次に記載した目的で利用いたします。
 - 1)東急でんき&ガスをはじめとする東急パワーサプライサービス(以下、「本サービス」といいます)の受付および提供のため
 - 2)本サービスの開始・変更・終了のために必要な手続きを行うため
 - 3)本サービスの情報提供およびお問い合わせ対応等のサポートならびにサービス向上のため
 - 4)本サービスの料金その他の請求業務を行うため
 - 5)エネルギー供給設備、消費機器等の修理・取替え・点検等の保安活動のため
 - 6)懸賞、作品公募およびキャンペーン等の当選等のご本人への通知・発表ならびに景品・賞品・謝礼の提供その他の諸対応のため
 - 7)契約履歴や取得した閲覧履歴等の情報を分析して、それに応じたお客さまにとって有用と思われる当社、東急グループ各社および提携先企業等の商品、サービス、優待、イベント・キャンペーン、セミナー等に関する情報、サービスのお知らせに利用するため
 - 8)東急グループ各社および本サービスの契約の締結を代理している事業者等の商品、サービス、キャンペーン等のご案内のために、当該事業者等にお客さまの個人情報を提供するため
 - 9)お客さまに個別にご了解いただいた目的に利用するため
 - 10)他人による成りすまし等の権利侵害からお客さま情報を守ることを目的とした本人確認に利用するため
 - 11)その他東急パワーサプライの事業と密接に関連する目的に利用するため
- その他のお客さまの個人情報の取扱いに関する詳細は、東急パワーサプライホームページをご覧ください。

EV応援プラン 追加説明

- ・EV応援プランB/Cのお申込みにあたっては、お申込者ご本人または同居家族が電気自動車(EV)またはプラグインハイブリッド車(PHV)を所有または使用されていることもしくはその見込みであることが主たる条件となります。この条件に当てはまらないお客さまは、お申込みいただけませんので、ご了承ください。
- ・EVやPHVを譲渡された場合など、本プランの条件を満たさなくなった場合には、速やかにご連絡ください。当社において、適切な契約種別に変更させていただきます。
- ・EV応援プランB/Cの契約期間が通算して5年経過すると、お客さまの電気自動車等の所有状況等をご確認させていただきます。
- ・上記の確認にご協力いただけない場合には、当社の従量電灯Bまたは従量電灯Cなど、適切な契約種別に変更させていただきます。

15. お問い合わせ先

申込状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き等、ご不明な点は、以下の窓口へお問い合わせください。

- 【小売電気事業者】
株式会社 東急パワーサプライ お客さまセンター
(小売電気事業者登録番号 A0069)
一般電話・携帯から 0120-109-708
受付時間:9:30~18:30
- 【販売代理店】
イツ・コミュニケーションズ株式会社
一般電話・携帯から 0120-109199
受付時間:9:30 ~ 18:00

東急パワーサプライ でんき重要事項説明についての補足事項

「3. ご契約の内容について」の補足事項

契約電流が15アンペア以下であるお客さまおよび選択約款が適用されているお客さまを除きます。

「6. 電気料金のお支払いについて」の補足資料

- (1)お客さまは、株式会社東急パワーサプライより当社が譲り受けた債権(約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に関する債権)の額に相当する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
- (2)お客さまは、東急でんき&ガス規約の規定に基づき、遅延利息が生じたときには、その費用を当社に支払う義務を負うものとします。
- (3)上記(1)および(2)の支払い義務は、サービス契約が解除された後も有効に存続するものとします。
- (4)電気料金等のご請求は、株式会社東急パワーサプライより当社が債権を譲り受けた日以降にご請求手続きを行いますので、ご利用月からご請求月まで2ヵ月程度となる場合があります。

「10. 東急パワーサプライが行う契約の解除について」の補足資料

- ①料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合
- ②申し込み内容に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- ③当社が東急でんき&ガス規約で定めるIDおよびパスワードの管理規定に違反した場合

東急パワーサプライ ガス重要事項説明

1. ガス小売事業者について

●東急パワーサプライは株式会社CDエナジーダイレクト(CDE) (ガス小売事業者登録番号A0064) との取次契約に基づき、CDEが供給するガスを供給いたします。

2. 需給契約のお申し込み

●お客さまが新たにガス需給契約を希望される場合は、あらかじめガス取次約款等(基本約款および適用される個別約款)、ガス重要事項説明(本書面)を承諾のうえ、東急パワーサプライ指定の様式または東急パワーサプライWebサイトにてお申し込みをいただきます。ただし、軽易なものについては、口頭、電話等によるお申し込みを受け付けることがあります。

●お客さまはガス需給契約のお申し込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申し込みをしていただきます。なお、東急パワーサプライが必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。

- ①一般ガス導管事業者が定める託送供給約款(以下「託送約款等」といいます。)に定める需要家等に関する事項を遵守すること
- ②CDEが法令に基づき実施した消費機器調査の結果等について、一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること
- ③法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、一般ガス導管事業者からCDEへ提供すること
- ④消費段階における事故が発生した場合には、東急パワーサプライが、CDEを介して一般ガス導管事業者から、一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報の提供を受けること

3. お申し込みに伴う不利益事項

- 契約先を、他社から東急パワーサプライへ変更するにあたり、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。
- (1)現在のガス需給契約を解約すると、現在お客さまがご契約されている会社の料金プランで再度ご契約することができなくなる可能性があります。
 - (2)現在のガス需給契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
 - (3)現在のガス需給契約において、ポイント等の特典がある場合には解約に伴い当該特典が失効する可能性があります。
 - (4)現在のガス需給契約において、付帯サービス等をご契約されている場合には、解約に伴い当該付帯サービス等が消滅する可能性があります。
 - (5)現在のガス需給契約において、継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約に伴い、継続利用期間が消滅する可能性があります。
 - (6)現在のガス需給契約を解約することにより、解約までの契約期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。
 - (7)現在のガス需給契約を解約することにより、それまでのガス会社では取り扱っていたサービスをご利用いただけなくなる場合があります。例:検針票の戸別配布、季節的納金一時閉栓など

4. 契約の成立、加入要件

- ガス需給契約は、お客さまからのお申し込みを、東急パワーサプライが承諾したときに成立いたします。
- 期間の定めのない契約です。
- 東急パワーサプライは、法令、ガスの製造供給能力、ガス工作物の状況、料金の支払状況(東急パワーサプライと他の契約の料金支払状況を含みます。)その他の状況に鑑み、適当でないと判断した場合には、申し込みを承諾しないことがあります。
- 東急パワーサプライと電気需給契約を同時にご契約いただいているときのガス需給契約締結の要件は、原則として、次に掲げる事項といたします。
 - ①電気料金とガス料金を、東急パワーサプライの定める方式により、一括してお支払いいただけること

- ②電気とガスの契約名義および使用場所が同一であること
- エコ給湯器プラン、床暖房プラン(これらのオプション割を含みます。)にご加入いただく場合は、それぞれのプラン・オプション割に定められた機器をご使用されていることが必要です。また、適用条件やオプションの対象となる機器が設置されているかについてお客さま宅を確認させていただく場合があります。
- 東急パワーサプライとの間でガス需要契約を締結するお客さまに対し、東急でんき&ガスサポートの独自活動として、ガス機器の状況を確認させていただく「ガス機器健康診断」等のご案内をさせていただきます。

5. 使用開始予定日

- 他のガス小売事業者から東急パワーサプライのガス需給契約に変更する場合の供給開始予定日は、原則として、従前のガス小売事業者との解約や一般ガス導管事業者との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の初回定例検針日の翌日といたします。
- 転居等で新たにガスの使用を開始される場合の供給開始予定日は、お客さまが希望される日を基準として、協議することといたします。
- 供給開始予定日は改めて通知いたします。なお、手続きの都合により供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合があります。また、お知らせした供給開始予定日は手続きの都合により変更となる場合があります。
- 現在ご契約中のガス小売事業者への解約連絡は東急パワーサプライがお客さまに代行いたしますので、東急パワーサプライの供給開始とともに現在ご契約中のガス小売事業者との契約は解約されます。
- 万が一、供給開始予定日より前にスイッチングの申し込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の土日祝を除く3営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要があります。

6. ガスご使用量やガス料金の計算方法について

- ガス使用量の検針は一般ガス導管事業者が行い、その使用量をもとに料金を計算します。
- ガス料金の算定期間は、原則として、前月の託送約款等に定める検針日(以下、「検針日」といいます。)の翌日から当月の検針日までの期間といたします。ただし、契約開始時または終了時などの場合は、使用日数に応じて日割計算いたします。
- ガス料金は、1ヶ月あたりの基本料金と、1m³あたりの単位料金にガスご使用量を乗じた従量料金を合計して算定します。オプション割の適用がある場合は、その合計から割引額を差し引いたものを料金といたします。オプション割には、それぞれの個別約款に定められた割引上限額があります。
- 単位料金は原料価格の変動に応じて毎月調整します。
- <計算方法>
ガス料金=基本料金+従量料金[単位料金×ガスご使用量]-割引額[(基本料金+従量料金)×割引率]
- ガス料金メニューの料金表及び適用条件については、個別約款およびパンフレットをご確認ください。
- ガス使用量および請求金額は、お客さま専用Webサイト(マイページ)にてご確認ください。

7. ガス料金のお支払いについて

- ガス料金のお支払いには、当社が定めるお支払い方法をご選択いただけます。詳しくは当社までお問い合わせください。
- ご利用明細書等の郵送をご希望される場合、別に定める手数料(110円/月・税込)をご負担いただきます。
- その他お客さまがガスを不正に使用した際の違約金等、一般ガス導管事業者から東急パワーサプライまたはCDEに請求される費用についても同様に、お客さまに請求いたします。

8. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

- 東急パワーサプライが供給するガスの熱量、圧力及びガスグループは次の通りです。
[熱量]標準熱量45メガジュール、最低熱量44メガジュール
[圧力]最高圧力2.5キロパスカル、最低圧力1.0キロパスカル
[ガスグループ]13A

9. お客さま希望による契約変更または解約について

- 転居等による解約を希望される場合は、ガスの使用停止日が決まり次第、当社までご連絡ください。このときは、解約を希望される日の土日祝を除く3営業日前までに当社へお申し出いただく必要があります。
- お客さまが同一の需要場所においてガスの契約先を当社から他のガス小売事業者に変更される場合の解約については、新たなガス小売事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。(当社への解約のお申し出は不要です。)
- そのほかの契約の変更または解約をご希望されるお客さまは、当社までご連絡ください。

10. 東急パワーサプライが行う契約の解除について

- 東急パワーサプライは、次のいずれかに該当する場合には、ガス需給契約を解約することができます。
 - ①ガス取次約款等によってガスの供給を停止されたお客さまが東急パワーサプライの定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合
 - ②お客さまが、ガス使用終了期日の通知をせず、その需要場所から移転し、ガスを使用していないことが明らかだと判断した場合
 - ③支払期日を40日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合
 - ④その他、お客さまがガス取次約款等の規定に違反した場合

11. ガス料金改定に関するお客さま承諾について

- 東急パワーサプライは、他のガス小売事業者の料金が改定された場合や、託送約款等の改定または調達費用の変動等により料金改定が必要となる場合、ガス取次約款等を改定することがあります。その場合、新たなガス料金、およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、電子メールその他の方法により、お客さまに通知いたします。
- 新たなガス料金をご承諾いただけない場合、新たなガス取次約款等の適用開始日の10日前までに販売代理事業者に対してご解約のお申し出をいただくことで、契約を解除することができます。
- 解約のお申し出が上記期限までにない場合は、ガス取次約款等の変更をご承諾いただけたものとみなします。

12. 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用負担

- ガス工事をお申し込みされる場合は、一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款に基づき、一般ガス導管事業者にお申し込みをさせていただきます。
- 内管、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置及び整圧器はお客さまの所有とし、お客さまの費用負担で設置していただきます。
- ガスメーターは一般ガス導管事業者が所有するものを設置し、これに要する設置工事費はお客さまにご負担いただきます。
- 供給管は一般ガス導管事業者が所有し、これに要する工事費は一般ガス導管事業者が負担いたします。ただし、お客さまの依頼により供給管の位置変え等を行う場合は、これに要する工事費はお客さまにご負担いただきます。
- 本支管及び整圧器(お客さまのために設置される整圧器は除きます)は、一般ガス導管事業者の所有とし、一般ガス導管事業者のガス工事約款に定める差額が生じた場合は、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担いただきます。
- その他設備に関するお客さまの費用負担については、一般ガス導管事業者のガス工事約款の定めに従うものといたします。

13. 導管、器具、機械その他の設備に関する保安上の責任

- 内管及びガス栓等、一般ガス導管事業者のガス工事約款の規定によりお客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。また、一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、お客さまの資産となる供給施設について検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。CDE又は一般ガス導管事業者は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。CDEは、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完

- 全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。
- お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- お客さまは、CDEおよび一般ガス導管事業者がガスの使用に関してお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- その他保安について、ガス取次約款等の「保安に対するお客さまの協力」、「お客さまの責任」に定められた事項を遵守していただきます。

14. 託送約款等に定められたお客さまの責任に関する事項

- ガスの使用にあたり、託送約款等に定められる以下の事項について承諾いただきます。
 - ①必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立ち入ること
 - ②ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限すること
 - ③ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと
- ガス供給に伴い必要なお客さまの協力、保安等や調査に対するお客さまの協力等、託送約款等に定められるお客さまの協力に関する事項について承諾いただきます。

15. 精算

- エコ給湯器プラン、床暖房プラン(これらのオプション割を含みます。)を適用されるお客さまが、その条件となる機器をご使用されずにガスを使用された場合、東急パワーサプライは、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般プランに基づきガス料金として算定される金額(または適用すべき条件に基づいて算定した金額)と既に申し受けたガス料金との差額を申し受けることがあります。

16. 電磁的交付について

- 東急パワーサプライまたは当社は、ガス取次約款等、ガス重要事項説明(本書面)、各種説明書(これらの変更を含みます)、各種案内、契約内容、取引履歴等の内容を、書面の交付(郵送)に代え、東急パワーサプライWebサイト、電子メール等の東急パワーサプライまたは当社所定の電磁的方法により、お客さまに交付します。お客さまは、電磁的交付によることを承諾していただきます。
- お客さまは、契約変更時における契約内容の説明および電磁的交付の内容について、次の事項を承諾するものといたします。
 - (1)ガス取次約款等を変更するとき((2)に定める場合を除く)
 - ①供給条件の説明および契約締結前の電磁的交付を行う場合:当該変更をしようとする事項
 - ②契約締結後の電磁的交付を行う場合の内容
東急パワーサプライおよびCDEの名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号
 - (2)ガス取次約款等を変更するときであって、それが法令改廃に伴う形式的な変更等の実質的内容を伴わない内容である場合
 - ①供給条件の説明を行う場合:当該変更をしようとする事項の概要のみを契約締結前の電磁的交付することなく説明すること
 - ②契約締結後の電磁的交付:行わないこと

17. 個人情報の取り扱いについて

- 東急パワーサプライは、お客さまの個人情報(お客さまから直接書面にてお預かりした情報のみならず、書面以外でお預かりした情報、公開されている情報を東急パワーサプライが独自で取得したものを含みます。)を次に記載した目的で利用いたします。
 - 1)東急でんき&ガスをはじめとする東急パワーサプライサービス(以下、「本サービス」といいます。)の受付および提供のため
 - 2)本サービスの開始・変更・終了のために必要な手続きを行うため
 - 3)本サービスの情報提供およびお問い合わせ対応等のサポートならびにサービス向上のため
 - 4)本サービスの料金その他の請求業務を行うため

サービス各種約款・規約

東急でんき&ガス規約

第1条 (規約の適用)

- イッツコムコミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)、株式会社 東急パワーサプライが規定する「電気需給約款(低圧)」または「ガス取次約款(基本約款)」(以下「約款」といいます。))による電気需給契約またはガス需給契約(以下「サービス契約」といいます。))に関して、契約事務および請求等を、当社の定める「東急でんき&ガス規約」(以下「本規約」といいます。))により行うものとします。
- サービス契約については、本規約を優先的に適用することとし、本規約に特に記載のない事項に関しては約款を適用するものとします。

第2条 (規約の変更)

- 当社は、本規約を、株式会社 東急パワーサプライとサービス契約を締結する者(以下「加入者」といいます。))の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、サービス契約の契約事務および請求等は、変更後の本規約に基づき行われるものとします。
- 本規約を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し当社の定める方法によりその内容を通知します。

第3条 (サービス契約の申し込み)

- 当社を介して約款に定めるサービス契約の締結を希望する者(以下「申込者」といいます。))は、本規約の内容を承認の上、約款の規定に基づき、当社にサービス契約の申し込みを行うものとします。
- 前項に規定する申し込みの際の利用住所が、当社が提供する他のサービス(以下「その他サービス」といいます。))と同一住所の場合には、原則としてその他サービスと同一の契約名義とするものとし、支払い方法についても同様とします。
- 加入者は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、第1項に規定する申し込みを承諾しない場合があります。
 - 申込者が約款または本規約に違反するおそれがある場合
 - 申し込み内容に虚偽の記載があった場合
 - その他、サービス契約締結が不適当であった場合
- 前項の規定により、当社がサービス契約の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

第4条 (加入申込書記載事項の変更)

- 加入者は、サービス契約の申し込み時に通知したサービス内容、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座等の変更がある場合には当社に通知するものとします。
- 加入者は、約款の規定により、サービス契約の申し込み時に通知した住所の変更請求をすることはできません。この場合、加入者は、約款の規定に基づき、サービス契約を解約した上で、新たにサービス契約を申し込むものとします。なお、加入者は、この場合のサービス契約解約および新たな申し込みについて、第3条(サービス契約の申し込み)の規定に基づき当社に通知するものとします。

第5条 (加入者が行うサービス契約の解約)

- 加入者は、サービス契約を解約しようとするときは、約款の規定に基づき、当社にサービス契約の解約通知を行うものとします。

第6条 (当社が行うサービス契約の解除)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、サービス契約を解除することができるものとします。
 - 第8条(加入者の支払い義務)に規定する料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合
 - 申し込み内容に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - 本規約または約款の規定に違反した場合
- 当社は前項の規定により、サービス契約を解除しようとするときは、約款に規定するとおり、事前に通知します。

第7条 (IDおよびパスワードの管理)

- 当社は、契約の成立に伴い、加入者にIDを付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。
- 加入者は、IDおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
- 加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
- サービス契約が解約または解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はIDとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第8条 (加入者の支払い義務)

- 加入者は、約款の規定により、株式会社 東急パワーサプライより当社が譲り受けた債権(約款の規定により支払いを要することになった料金その他の債務に関わる債権)の額に相当する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
- 加入者は、加入者と株式会社 東急パワーサプライ以外の第三者との契約に基づく債権であって、当該債権が当社に譲渡されることを加入者が承諾しているものについて、当社に支払う義務を負うものとします。
- 加入者は、その他サービスの契約がある場合、第1項の料金等には、その他サービスの料金等も含めた全部を当社に支払うものとします。
- 加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、支払い期日の翌日から完済に至る日まで、遅延金額に対し年14.6％(年365日の日割り計算による)の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社に支払うものとします。
- 前四項の支払い義務は、サービス契約が解約または解除された後も有効に存続するものとします。

第9条 (料金等の利用明細等)

- 加入者は、利用明細等を専用Webページで確認することができます。
- 加入者は、利用明細等のうち、使用量等の明細を書面で希望する場合は、別途所定の手数料を支払うものとします。
- 加入者は、請求書の発行を希望する場合は別表に定める請求書類発行手数料を支払うものとします。

第10条 (料金等の支払期限等)

- 当社は、第8条(加入者の支払い義務)の規定により加入者が支払う義務を負う料金等について、支払期限を定めて加入者に請求します。
- 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等を支払うものとします。
- 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第11条 (個人情報)

- 当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。
- 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第12条 (損害賠償の特約および免責事項)

- 約款または本規約の規定に基づき、電気またはガスの供給を停止もしくは中止し、電気の使用を制限もしくは中止し、またはサービス契約を解除したことにより、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 加入者が、電気またはガスの使用により第三者に損害を与えた場合、当社の責に帰すべき事由を除き、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
- 加入者が、電気またはガスの使用により、当社に損害を与えた場合には、当社は当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第13条 (国内法への準拠)

本規約は日本国内法に準拠するものとし、本規約により生じる一切の紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第14条 (法的なき事項)

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は誠意をもって協議の上、解決に当たるものとし、ます。

付則
<p>(1)本規約は、「電気需給(低圧)規約」を改称し、変更を行ったものです。</p> <p>(2)本規約は2024年4月1日より施行します。</p>

別表(本表に記載する金額は全て税込みです。)	
1. 請求書類発行手数料	
請求書	330円/通

●クレジットカード支払いに関する特約

- 加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金を支払うものとします。
- 加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金を支払うものとします。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
- 加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
- 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

●「イッツコム 電気ぐっと割」に関する特約

- (適用条件)
加入者が、次に定める対象のサービス品目(以下「対象サービス品目」といいます。))の利用契約とあわせて、株式会社東急パワーサプライが定める電気需給約款(低圧)に基づく電気需給契約(以下「東急でんき」といいます。))を利用する場合、本特約を適用するものとします。
 - 対象サービスは、次の通りとします。
 - ケーブルテレビジョンサービスまたはイッツコムひかり テレビジョンサービス(以下あわせて「テレビサービス」といいます。))のうち次のサービス品目

	対象サービス	対象サービス品目
テレビサービス	ケーブルテレビジョンサービス	マックス、ビッグ、アルファエース
	イッツコムひかり テレビジョンサービス	マックスplus、マックス、スタンダードplus、スタンダード、アルファエース、専用TVコース(まいにち充実プラン)

※各2年コース、3年コースも対象です。

- ②ケーブルインターネットサービス、イッツコムひかり インターネットサービスまたはかっとび光(以下あわせて「インターネットサービス」といいます。))のうち次のサーサービス品目

	対象サービス	対象サービス品目
インターネットサービス	ケーブルインターネットサービス	かっとびメガ160、かっとびワイド
	イッツコムひかり インターネットサービス	ホームタイプ2ギガコース、ホームタイプ1ギガコース、ホームタイプ300メガコース、ホームタイプ30メガコース、マンションタイプ2ギガコース、マンションタイプ1ギガコース、マンションタイプ600メガコース、マンションタイプ300メガコース、マンションタイプ100メガコース、マンションタイプ30メガコース
	かっとび光	ファミリー1Gタイプ、ファミリー200Mタイプ、ファミリー100Mタイプ、マンション1Gタイプ、マンション200Mタイプ、マンション100Mタイプ(光配線方式/VDSL方式/LAN配線方式)

※各2年コースも対象です。

- ③i T S COM HOMEまたはイッツコム テレビ・ブッシュ(以下あわせて「スマートサービス」といいます。))

	対象サービス	対象サービス品目
スマートサービス	i T S COM HOME	イッツコム テレビ・ブッシュ

- ④KDDI 株式会社が定めるケーブルプラス電話サービス契約約款に基づくケーブルプラス電話サービス(以下「電話サービス」といいます。))

(2)(1)①から③までの対象サービスまたは以下のサービス品目とあわせて、(1)④の電話サービスの利用契約を申し込む場合、本特約を適用するものとします。

	対象サービス	対象サービス品目
ケーブルテレビジョンサービス	ミニ、施設利用サービス	
イッツコムひかり テレビジョンサービス	ミニplus、ミニ、施設利用サービス	
ケーブルインターネットサービス	かっとびプラス、かっとびジャスト	
イッツコムひかり インターネットサービス	マンション8メガコース、マンション1メガコース	

- 本特約は、イッツコムサービス契約約款に基づくイッツコムサービス料金表、イッツコムアパートメント利用条項、イッツコムひかり アpartment利用条項およびイッツコムアパートメント(i T S COM HOME)利用条項(以下「料金表等」といいます。))に定めのない割引等とあわせて適用することはできないものとします。
- (適用開始日)
- (1)適用開始日は、対象サービスの利用開始日または東急でんきの供給開始日のいずれかのもっとも遅く到来する日が属する月の翌月初日とします。

- (2)前項の適用開始日以降に、他の対象サービスの利用を開始した場合は、当該対象サービスの適用開始日は、当該対象サービスの利用開始日が属する月の翌月初日とします。

3. (割引内容)

(1)対象サービスにかかる割引内容については、次の通りとします。

- ①東急でんきとあわせて1.(適用条件)(1)①に定める対象サービス品目を利用する場合、料金表等に定める対象サービス品目の月額利用料から110円を割り引くものとします。ただし、複数の対象サービスの利用契約がある場合、1加入者につき1台目に対してのみ適用するものとします。
- ②東急でんきとあわせて1.(適用条件)(1)②に定める対象サービス品目を利用している場合、料金表等に定める対象サービス品目の月額利用料から110円を割り引くものとします。ただし、複数の対象サービスの利用契約がある場合、1加入者につき、月額利用料110円以上の1台分のみ適用するものとします。
- ③東急でんきとあわせて1.(適用条件)(1)③に定める対象サービス品目を利用している場合、料金表等に定める対象サービス品目の月額利用料(機器レンタル料は含みません。)から110円を割り引くものとします。ただし、複数の対象サービスの利用契約がある場合、1加入者につき、月額利用料110円以上の1台分のみ適用するものとします。

(2)東急でんきとあわせて、ケーブルプラス電話を利用している場合、料金表等に定める月額利用料のうち、1.(適用条件)(1)①から③までの対象サービス品目または(2)の対象サービス品目の月額利用料から55円を割り引くものとします。なお、1.(適用条件)(1)①から③までの対象サービス品目または(2)の対象サービス品目のうち、複数の対象サービス品目の利用契約がある場合は、いずれか1つ当社が指定する対象サービス品目の月額利用料から55円を割り引くものとします。

(3)1.(適用条件)(1)②で定める対象サービス品目のうち、ホームタイプ 2ギガコースの利用契約とあわせて、別に定めるひかり お得バック・お得バック利用規約の「ひかり お得バック」の次の商品の利用契約を申し込む場合、当該規約に定める「ひかり お得バック」の月額利用料から550円割り引くものとします。

	商品名
ひかり お得バック おまかせマスタープラン	
ひかり お得バック トリプルプラン	
ひかり お得バック ダブルプラン	
ひかり お得バック おまかせマスター・スマートプラン	
ひかり お得バック スマートプラン	

- 1.(適用条件)(1)②で定める対象サービス品目のうち、ホームタイプ 2ギガコースの利用契約とあわせて、別に定める定期契約商品契約約款の「定期契約商品」を申し込む場合、当該約款に定める「定期契約商品」の月額利用料から550円割り引くものとします。
- (5)(1)から(4)までにおいて、月額利用料が0円の場合は、本特約の適用の対象外とします。
- (解除)
本特約の2.(適用期間)の定めにかかわらず、加入者が本特約の1.(適用条件)の条件を満たさなくなった場合、当社は本特約を解除し、割り引きを終了するものとします。